

さくら ID 約款

第1条（約款の適用及び変更）

1. このさくら ID 約款（以下、「本約款」といいます）は、さくらインターネット株式会社（以下、「当社」といいます）が提供する「さくら ID」（以下、「本 ID」といいます。）に適用される約款です。当社は、本約款に基づき本 ID のアカウントを発行します（以下、本 ID として発行される個別のアカウントを「本アカウント」、本アカウントの利用者を「利用者」といいます。）。
2. 利用者が未成年者、成年被後見人、被保佐人若しくは民法第17条第1項の審判を受けた被補助人又は日本以外の国における類似の状態のいずれかである場合、利用者は法定代理人、後見人、保佐人若しくは補助人又は日本以外の国における代理人等（以下総称して「法定代理人等」といいます。）の同意等を得て本アカウントを利用するものとします。利用者が、本アカウントの利用を開始した場合、当社は、法定代理人等の同意があったものとみなします。
3. 当社は、本 ID の内容の変更、改良、追加及び本 ID の提供終了等により、本約款の変更を行うことができるものとします。当社は、本約款の変更をする場合は、当社が運営する本 ID について記載したウェブサイト又はウェブページ（以下、「サービスサイト」といいます。）への掲載又は電子メールの送信その他の当社が合理的に決定する適切な方法により利用者に通知するものとし、利用者は、本約款の変更が行われたあとに本アカウントを利用することにより、変更後の本約款の内容を承諾したものとみなされるものとします。

第2条（本 ID の機能）

1. 本 ID は、サービスサイトにおいて、当社が指定する情報を登録することで、当社又は当社と提携する第三者が提供する各種サービス（以下、単に「各種サービス」といい、本 ID 及び各種サービスの利用に係る契約を「利用契約」といいます。）の利用を可能にする個人識別機能です。

第3条（連絡）

1. 当社から利用者に対する連絡等は、利用者が登録した電子メールの宛先に対する送信又はサービスサイトへの掲載等、当社が適当と判断する方法により行います。連絡等に用いる言語は当社が別途認めた場合を除き日本語とします。利用者は、日本語が用いられた電子メール又はウェブサイトを受信し、閲覧できる環境を自己の費用と責任において用意しなければなりません。
2. 前項の連絡等は、当社が電子メールにより連絡等を発信した時点、又はサービスサイトに連絡等を掲載した時点で利用者に到達したものとみなします。当該連絡等が利用者

到達しなかったか、利用者の環境において電子メールやウェブサイトを正しく表示できなかったとしても、当該不到達や正しい表示ができなかったことに関連して発生した損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

3. 利用者が当社に対し、連絡等を行う場合に使用できる言語は、当該連絡等に用いる方法にかかわらず、日本語のみとします。ただし、当社が別途定める問合せ可能事項に関し、当社が設ける英語用入力フォームを利用した、英語を用いた問合せはこの限りではありません。

第4条（本アカウントの発行）

1. 本 ID の利用を希望し、本 ID の利用申込みを行う者（以下、「申込者」といいます。）は、当社に対し、当社所定の方法により、電子メールの宛先及びユーザ名等の当社が指定する情報（以下、「申込情報」といいます。）を登録することで、本 ID の利用申込みを行うものとします。
2. 前項の申込みに対し、当社が申込情報の登録を承諾したときに、本アカウントを発行します。
3. 申込者に関して、次の各号に該当すると当社が判断した場合には、当社は、申込みを拒絶することがあります。当社は、申込みを拒絶した場合、速やかに申込者へ通知するものとし、申込みを拒絶した理由について開示する義務を負わないものとします。
 - (1) 以前に当社との契約に違反したことがある等、利用契約に違反するおそれがある場合
 - (2) 申込情報の内容に虚偽がある場合
 - (3) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は民法第17条第1項の審判を受けた被補助人のいずれかであり、申込みにつき法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていない場合、又は日本以外の国において申込者が類似の状態にある場合
 - (4) 申込者に対する本アカウントの発行又は各種サービスの提供に関し、業務上又は技術上の著しい困難が認められる場合
 - (5) 反社会的勢力である場合
 - (6) その他、当社が申込みを承諾することが不相当であると認める場合

第5条（申込情報の変更）

1. 利用者は、申込情報に変更があった場合、所定の方法により速やかに当該申込情報の変更の登録をするものとします。
2. 当社は、利用者による前項の変更の登録が遅れたこと又は利用者が変更の登録を怠ったことにより当社から利用者への連絡等が不着又は延着となった場合であっても、通常到達すべき時期に到達したとみなすことができるものとします。また、当社は、当該変更の登録が遅れたこと又は利用者が当該変更の登録を怠ったことにより利用者又は第三者

が被った損害について、一切責任を負わないものとします。

第6条（禁止事項）

1. 利用者は、本 ID 及び各種サービスの利用に関して、次の各号に該当する行為又はそのおそれのある行為を行ってはなりません。
 - (1) 当社又は第三者の財産、プライバシー、肖像権、知的財産権その他の権利（日本及び日本以外の国のものの両方をいいます。）を侵害する行為
 - (2) 当社又は第三者を差別、誹謗中傷若しくは侮辱し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
 - (3) 預貯金口座及び携帯電話の違法な売買、詐欺、無限連鎖講（ネズミ講）、規制薬物の売買、児童売買春等、適用法令の下で犯罪とされるものに結びつく行為
 - (4) 適用法令の下でわいせつ、児童ポルノ又は児童虐待に当たるとされる画像、文書等を送信又は掲載する行為
 - (5) 本 ID 又は各種サービスの提供により利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
 - (6) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
 - (7) 電気通信設備等に不正にアクセスする行為
 - (8) 適用法令に照らし、違法に賭博・ギャンブルを行い、又は勧誘する行為
 - (9) 適用法令における違法行為（けん銃等の譲渡、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等を含みますがこれに限りません。）を直接的かつ明示的に請負い、仲介し、又は誘引（他人に依頼することを含みます。）する行為
 - (10) 人を自殺に誘引又は勧誘する行為
 - (11) 他の利用者や第三者に著しく迷惑をかける行為
 - (12) 公序良俗に反する行為
 - (13) 適用法令に違反する行為（日本国以外の国の法令が適用される利用者については、当該法令に違反する行為を含みます。）
 - (14) 当社又は第三者の設備等（電気通信設備等を含みますがこれに限りません。）の利用又は運営に支障を与える行為
 - (15) 第三者の通信に支障を与える方法又は態様において本 ID 及び各種サービスを利用する行為
 - (16) 本 ID 及び各種サービスの提供に関し、当社及び当社と提携する第三者の業務を妨害する行為
 - (17) 前各号のいずれかに該当する行為が行われているウェブサイトについて、その行為を助長する態様又は目的でリンクを掲載する行為
 - (18) 第三者をして前各号のいずれかに該当する行為を実施させること及びこれを助長する行為
 - (19) その他、当社が本 ID 及び各種サービスの利用者として不適切であると判断する行

為

2. 前項各号のほか、当社は必要に応じサービスサイト上において禁止事項及び注意事項等を別途定めることができ、利用者はこれを遵守するものとします。

第7条（アカウント等の管理）

1. 利用者は、本 ID の利用にあたって、当社が発行したアカウント及びパスワード等につき、自己の責任において適切に設定及び管理をするものとします。当社は、これらの設定又は管理に関連して利用者に発生した損害について、一切責任を負わないものとします。

第8条（禁止行為等への対応）

1. 当社は、利用者が本約款に規定する禁止事項に該当する行為を行ったと当社が認めた場合、利用者の本 ID 及び各種サービスの利用に関し第三者から当社に対しクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合、その他本 ID 及び各種サービスの運営上必要であると当社が判断した場合は、当該利用者に対し、次の各号に該当する措置をいずれか単独で又は複数組み合わせさせて講ずることができるものとします。

- (1) 本約款に規定する禁止事項に該当する行為に関する照会
- (2) 本約款に規定する禁止事項に該当する行為の中止又は必要な措置の実施を要求
- (3) 第三者からのクレーム及び請求等に対応すること又は第三者からの問合せを受付ける体制を整備することを要求
- (4) 事前に通知することなく、利用者が本 ID 及び各種サービスを通じてインターネット上に掲載した情報の全部又は一部を提供領域から削除し、又は第三者が閲覧できない状態に置く

第9条（本アカウント等の利用制限）

1. 当社は、利用者が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、当該利用者に対する本アカウント及び各種サービスの全部又は一部の利用を制限することができます。当該利用制限に関し、当社は利用者に対し一切責任を負いません。

- (1) 利用者の行為（不作為を含みます。）により電気通信設備等に支障が生じ、又はそのおそれがある等、当社の業務の遂行に支障が生じると当社が認めた場合
- (2) 利用者の申込情報に虚偽があることが判明した場合
- (3) 前条第1項第1号から第3号までの照会又は要求の連絡を受けた利用者が、当社の指定する期間内に当該連絡に応答しない場合
- (4) その他、利用者が本約款に違反したと当社が判断した場合

2. 当社は、本アカウント及び各種サービスの利用の制限をする場合には、利用者に対して事前に、その旨及び理由を通知します。ただし、当社が緊急を要すると判断した場合はこの限りではありません。

第10条（当社による本アカウントの削除等）

1. 当社は、次に掲げる事由のいずれかに該当した場合には、当該利用者に対し通知・催告をすることなく直ちに本アカウントを削除することができるものとします。
 - (1) 利用者が第4条第3項各号のいずれかに該当する場合
 - (2) 利用者が成年被後見人、被保佐人若しくは民法第17条第1項の審判を受けた被補助人又は日本以外の国における類似の状態のいずれかに該当し、当社が合理的な事情に基づき本アカウント利用の継続が困難であると判断した場合
 - (3) 利用者が本約款に規定する禁止事項に該当する行為を行ったと当社が判断した場合
 - (4) 利用者が前条第1項各号のいずれかに該当する場合
2. 利用者の行為（不作為を含みます。）により、公的機関等によって当社の許可その他関連資格が取り消される可能性があるとして当社が判断した場合
3. 当社は、各種サービスの利用終了に伴い、当社の裁量で、本アカウントを削除する場合があります。

第11条（損害賠償）

1. 利用者がその責めに帰すべき事由により本約款に違反し、これにより当社に損害を与えた場合、利用者は、当社に対し、その損害を賠償するものとします。

第12条（通信の秘密）

1. 当社は、本ID及び各種サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を、電気通信事業法第4条に基づき適切に取り扱います。
2. 当社は、法令、裁判所の裁判、又は監督官庁、金融商品取引所その他当社を規制する権限を有する公的機関の規則若しくは命令に従い必要な範囲において、利用者の通信の秘密に属する情報の一部を開示することができます。
3. 当社は、利用者が本約款に定める禁止事項に該当する行為を行った場合、本IDの円滑な提供を確保するために必要と当社が認める範囲において、利用者の通信の秘密に属する情報を第三者に開示することができます。

第13条（提供の中断）

1. 当社は、電気通信設備等の保守、工事、移設等その他当社の業務の遂行に必要な場合は、本ID及び各種サービスの全部又は一部の提供を中断することがあります。
2. 当社は、前項に基づき本IDの提供を中断する場合には、各利用者に対して、事前にその旨及び理由を通知します。ただし、当社が緊急を要すると判断した場合はこの限りではありません。
3. 当社は、第1項に基づく中断等に関連して利用者が被った損害について、一切責任を負

いません。

第14条（契約内容の変更）

1. 当社は、利用契約の内容の変更を要請することがあります。利用者は、当社の当該要請を正当な理由なく拒絶することはできないものとします。

第15条（本IDの廃止）

1. 当社は、都合により本IDの全部又は一部を廃止することがあります。その場合、廃止する1ヶ月前までに利用者に対し通知を行うものとします。ただし、次の各号に該当する場合は利用者に通知を行うことなく直ちに廃止する場合があります。また、本IDの全部を廃止した場合には、廃止した時点をもって当然に利用契約は終了するものとします。
 - (1) 公的機関等による命令、処分、要請等により直ちに本IDを廃止する必要が生じたとき
 - (2) 当社が本IDを提供するために使用するソフトウェアその他の技術（提供ソフトウェア等を含みますがこれに限りません。）を提供している第三者と当社との関係が終了するなど、本IDの提供方法を変更する必要が生じたとき
2. 前項に基づく廃止に関連して利用者が被った損害について、当社は一切責任を負いません。

第16条（当社の責任）

1. 利用者は、当社が故意又は過失により利用契約に違反した場合、その是正を求めるものとします。また利用者は、相当期間を経過しても当社が是正に応じないときは、本IDの利用を終了することができるものとします。
2. 当社は、利用契約で特別に定める場合を除き、利用者が本IDの利用に関して被った損害（本IDの利用の不能、申込情報等の本IDに登録した情報の滅失・棄損、第三者によるアカウント盗用・漏洩、ウイルス・マルウェア等への感染、第三者による不正アクセス・クラッキング・セキュリティホール等の悪用等による損害を含みますが、これらに限りません。以下、本条において同じ。）については、賠償の責任（日本及び日本以外の国におけるものの両方を含みます。）を負わないものとします。
3. 前項に定める損害の制限の規定は、個人（事業として又は事業のために本IDの利用者となる場合におけるものを除きます。）である利用者が当社の故意又は重大な過失により損害を被った場合については適用しないものとします。

第17条（非保証、免責）

1. 当社は、本約款で特別に定める場合を除き、利用者への本ID及び各種サービスの提供に関し、利用者に対し、明示的であるか黙示的であるかを問わず、いかなる保証（特定目

的への適合性、機能及び効果の有効性、機能の品質、脅威に対する安全性、商品性、完全性、正確性、第三者の権利の非侵害性、本 ID 及び各種サービスの定常的な提供等を含みますが、これらに限りません。) も行わないものとします。

2. 当社は、天災地変、戦争、暴動、内乱、その他の不可抗力、日本又は日本以外の国の法令の制定・改廃、公的機関等による命令・処分・要請、インターネットの利用制限、インターネットを経由した通信の一部のフィルタリング又は遮断、争議行為、通信回線その他当社の責めに帰することができない事由による本 ID 及び各種サービスの全部又は一部の履行遅滞又は履行不能について、利用者に対して一切責任を負わないものとします。
3. 利用者の本 ID 及び各種サービスの利用に関連して第三者と当社又は利用者との間に発生した紛争に関しては、当該利用者が自己の費用と責任において解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

第 18 条 (反社会的勢力の排除)

1. 利用者は、自己、自己の代理人若しくは履行補助者が、利用開始日において次の事項に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 反社会的勢力であること。
 - (2) 反社会的勢力が、実質的に経営を支配し又は経営に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって反社会的勢力を利用するなど、反社会的勢力を不当に利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 利用者は、自己、自己の代理人、媒介をする者若しくは履行補助者が、自ら又は第三者を利用して、当社又は当社の関係者に対し、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞を用いる行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為をしないことを確約するものとします。
3. 当社は、利用者が前二項のいずれかに違反したと当社が認めた場合、当該利用者へ通知、催告をすることなく、直ちに本 ID 及び各種サービスの利用の全部又は一部を停止し、本アカウントを削除することができるものとします。この場合、利用者は当社に対し、当社に生じた一切の損害を賠償するものとします。
4. 当社は、利用者又は利用者の代理人、媒介をする者若しくは履行補助者が反社会的勢力に該当するおそれがあると当社が認めた場合には、当該利用者に対し、必要に応じて説明又は資料の提出を求めることができ、当該利用者は速やかにこれに応じなければならぬ

いものとしてします。当該利用者がこれに速やかに応じず、又は、虚偽の説明をする若しくは虚偽の資料を提出するなど誠実に対応しなかったと当社が認めた場合、当社は、当該利用者に通知、催告をすることなく、直ちに本 ID 及び各種サービスの利用の全部又は一部を停止し、本アカウントを削除することができるものとしてします。

第 19 条（準拠法）

1. 本約款及び利用契約の準拠法は、日本法とし、日本法に従って解釈されるものとしてします。

第 20 条（紛争の解決）

1. 利用契約について紛争、疑義、又は取り決められていない事項が発生した場合は、当社及び利用者は誠意をもって協議のうえこれを解決するものとしてします。
2. 利用契約に起因し、又は利用契約に関連する一切の紛争について、利用者が当社を提訴する場合は、東京地方裁判所を、第一審における専属的合意管轄裁判所とします。当社が利用者を提訴する場合は、それぞれの国の法により裁判管轄を有する裁判所に加え、東京地方裁判所に提訴をすることができ、また、当社の選択により、裁判所への提訴に代えて、日本の東京における日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って行われる仲裁により解決することができ、利用者はこれに同意します。当該仲裁は、当社によって選任される 1 名の仲裁人により行われ、仲裁手続の言語は日本語とします。当該仲裁における判断は上訴の権利を伴わず、利用者及び当社を拘束します。

第 21 条（分離可能性）

1. 本約款について、いずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の日本又は利用者が居住する国（利用者が法人の場合は、利用者の本店が所在する国）の法令により無効又は執行不能と判断された場合であっても、当該約款のその他の部分は、継続して完全に効力を有するものとしてします。

附則

第 1 条（適用開始）

1. この約款は、2023年2月28日から適用されたさくら ID 約款を変更したものであり、第 1 条に基づき、2023年10月2日より適用されます。